

## パブリックコメント及び各府省等意見照会の概要

### 1. パブリックコメント及び各府省等意見照会の実施期間及び結果概要

- 実施期間 パブリックコメント：令和3年2月4日～令和3年3月5日  
各府省等意見照会：令和3年2月4日～令和3年2月26日
- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に関する御意見等が5件(パブリックコメント0件、各府省等意見照会5件)あり、御意見等及びそれに対する考え方は以下のとおり。

### 2. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に関する御意見等及びそれに対する考え方

No.	該当箇所	御意見等	考え方
1	【資料2】 P 8 第2章第1節	「書面により」を削除した理由	<p>規制改革実施計画において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることに関連して、会計監査人が、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、法人の長及び監事に報告する方法については、書面以外の方法でも報告することは可能であるため、「書面により」という表現を削除したものです。</p> <p>具体的な報告の方法については、法人及び会計監査人において調整をお願い致します。</p> <p>なお、監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」(日本公認会計士協会 令和元年6月12日最終改正)の考え方を踏まえると、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を口頭による報告のみをもって行うことは適当ではないと考えられます。</p>
2	【資料2】 P 30 第6章第5節 第6	第6章第5節第6「その他の記載内容」2(「会計監査人は～記載しないものとする。」)について、記述内容の意味が判りづらい。より平易な表現にできないでしょうか。	<p>企業会計の監査基準の考え方を踏まえた表現としているため、このような記載としております。</p>
3	【資料3】 P 1	監査基準委員会報告書200等を踏まえた修正とのことですが、第1章第4節に何カ所か登	<p>表現の統一による修正であり、内容に変更点はございません。</p> <p>企業会計の監査基準においては、「アサーション」、「アサーション・レベル」とい</p>

No.	該当箇所	御意見等	考え方
	第1章第4節	場する「アサーション」という語を別の表現に改めているのはなぜか。	<p>う表現は使用されておらず、「監査要点」、「財務諸表項目レベル」という表現がなされております。</p> <p>企業の会計監査におけるリスク・アプローチの考え方は、独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところではありますが、現行の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」は、「財務諸表等全体レベル」と「アサーション・レベル」とされている箇所や、「監査要点」と「アサーション」が併存していることから、これらに対して表現の統一を行うものです。</p>
4	【資料3】 P 3 第6章第5節 第6	第5節 報告基準 に 「第6 その他の記載内容」が新設されているが、これは会計監査人の期末決算監査期間中に事業報告書全体を完成させなければいけないということか。	<p>期末決算監査期間中のいずれのタイミングで事業報告書全体を完成させるかどうかは、法人及び会計監査人で調整を行う必要があると考えられます。</p>
5	【資料3】 P 4 第6章第5節 第6	改定案の第5節第6-2「ただし、財務諸表に対する意見等を表明しない場合には記載しないものとする。」として「財務諸表等に対する」を削除している理由は何か。	<p>企業会計の監査基準の考え方を踏まえ、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」においては、意見等を表明しない場合には「その他の記載内容」について記載しないものと整理しています。</p> <p>この際、現行の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」第6章第5節第2「監査報告書の記載区分」1にある「ただし、意見等を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。」という表現と整合させ、「ただし、意見等を表明しない場合には記載しないものとする。」としています。</p>

以上